

住宅団地に関する防犯上の指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例（平成16年福井県条例第18号）第14条の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した住宅団地（二以上の宅地ならびに道路および公園または広場が配置された一定の区域をいう。以下同じ。）に関する指針を定めることにより、犯罪の防止に配慮した構造および設備を有する住宅団地の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、住宅団地に関し、関係者との協議、防犯性の向上に係る企画、設計および施設整備上配慮すべき事項や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、または規制を課すものではない。
- (2) この指針の適用にあたっては、一律的に適用するものではなく、関係法令、造成計画上の制約等を考慮するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 住宅団地に関する指針

1 宅地

道路を挟んで向かい合わせに区画する等により、周辺からの見通しを確保する。

2 道路

- (1) 歩道のある場合は、植栽の種類や配置を考慮して、道路上の見通しを確保する。
- (2) 既設道路との竝にあたる部分は、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）を確保する。
- (3) 住宅団地内（既設道路との竝にあたる部分を除く。）は、光害等を考慮し、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。
- (4) 歩道のある場合は、必要に応じて、ガードレールや横断防止柵等を用いて、車道と分離する。

3 公園・広場

- (1) 可能な限り、住宅団地の中央部に配置する等により、周辺からの見通しを確保する。
- (2) 植栽や遊具について、その種類や配置を考慮し、周辺からの見通しを確保する。
- (3) 夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

（注1）「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面または地面における平均照度をいう。）がおおむね3ルクス以上）をいう。